平成２２年（フ）第６８５１号
大阪府枚方市町楠葉１丁目９番20―201号
破産者　大島　秀夫
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６０号
大阪府東大阪市吉原２丁目６番30―3203号、前住所大阪府東大阪市新鴻池町10番16号
破産者　竹下　義昭
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３９９号
堺市南区晴美台４丁１番９―508号
破産者　松本　博子
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７０８号
奈良県橿原市中曽司町283―２　エクセルハイツ206号、住民票上の住所大阪府南河内郡河南町大字山城583番地の１
破産者　城山石材こと　田中　伸男
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１０号
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目398番地の６
破産者　筋師　真秀
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５９号
大阪府柏原市国分西１丁目２番24―604号
破産者　松井真理子
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３０３号
大阪府藤井寺市春日丘１丁目６番31号
破産者　砂川　　輪
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３８８号
堺市中区土塔町3013番地　コーラルゲイブルス303号、前住所堺市中区学園町２番29号
破産者　植田朋子こと　植田　明子
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３９０号
堺市中区土塔町3013番地　コーラルゲイブルス303号、前住所堺市中区学園町２番29号
破産者　植田　幸世
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９３号
奈良県天理市備前町７番地11、開始決定時の住所広島市中区富士見町16番８号
破産者　植木　伸江
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９１号
広島市南区猿猴橋町４番17―403号　フジタビル
破産者　林田　秀雄
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１６０号
札幌市西区発寒12条５丁目４番18号
破産者　竹谷　一雄
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１６１号
札幌市西区発寒12条５丁目４番18号
破産者　竹谷能婦子
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３２号
仙台市宮城野区新田１丁目11番19号　こがね荘７
破産者　大沼　忠夫
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０８号
仙台市泉区加茂２丁目82番地の２　県営加茂住宅３棟１―４
破産者　屋代　誠一
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
福島県郡山市桑野５丁目３番地の２　桑野タウンハウスＢ―１号
破産者　大槻　裕之
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３８１号
横浜市港北区菊名６丁目４番15号
破産者　山本　康之
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６９３号
横浜市磯子区磯子２丁目19番17―203号
破産者　横木　国広
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６号
富山市寺町370番地
破産者　永野千恵子
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部